

遊漁者の皆様へ

三重県では、三重海区漁業調整委員会指示により、漁業権が設定されている一部海域等において、遊漁のまき餌を使用して行う釣り及びまき餌釣りに係る遊漁案内行為(以下「遊漁のまき餌釣り等」といいます。)の制限又は禁止区域を設けております。

なお、この委員会指示に違反した場合は、漁業法に基づき罰せられることがあります。

●共同漁業権漁場及び一部周辺 → 制限又は禁止区域の設定されている漁場があります。

①～⑤の図に示す共同漁業権漁場及び一部周辺では、遊漁のまき餌釣り等が全面禁止、一部区域で禁止又はまき餌の種類が制限(オキアミなどのアミ類の禁止)されています。ただし、地元の漁業協同組合が認めた区域についてはこの限りではありません。

●養殖漁場 → 遊漁のまき餌釣り等が禁止されています。

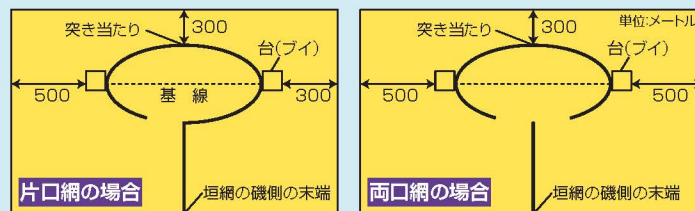
魚類・貝類・真珠養殖場内では、遊漁のまき餌釣り等は禁止されています。ただし、地元の漁業協同組合が認めた区域については、この限りではありません。

なお、真珠養殖漁場内については地元の漁業協同組合及び真珠養殖業者の双方が認めた区域とします。

●定置網の周辺 → 遊漁が禁止されています。

大型の定置網の周りでは「定置漁業の保護に関する委員会指示」により、遊漁が禁止されています。

ただし、地元の漁業協同組合及び定置漁業者の同意があればこの限りではありません。



定置漁業の保護区域

❗ 事故防止 三重県モーターボート及びヨット事故防止条例があります。

次の区域ではモーターボートなどの航行をしないでください。

1. 作業中の海女、遊泳中の海水浴者又は漁ろう中の漁船(漁具を含む。)から200メートル以内
2. のり・かき・真珠・魚類等の養殖施設又は定置されている漁具から100メートル以内
(ただし時速6ノット以下で操縦し、作業中の海女、海水浴客、漁ろう中の漁船、漁具、養殖施設に被害を与えるおそれの無いときや、緊急の場合等を除きます。)

なお、この条例に違反した場合は、罰則に基づき罰せられることがあります。



古紙配合率40%再生紙を使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

まき餌釣りにルールあり

三重県

平成26年1月



1 鳥羽市

2 志摩市

3 紀北町

4 熊野市

5 御浜町

遊漁のまき餌釣りに制限・禁止区域がありますのでご注意ください。

※詳細は拡大図①～⑤をご覧ください。

三重海区漁業調整委員会

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目954番地
TEL 059-224-3036 FAX 059-224-3012

三重県農林水産部水産資源課漁業調整班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2588 FAX 059-224-2608

遊漁についてのホームページ

<http://www.pref.mie.jp/SUKYOKYU/HP/yugyo/>